

令和5年5月15日

保護者様

日光市立今市第三小学校長 加藤 孝

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに係る出席停止の取扱いについて

日頃より本校教育活動に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法律上5類感染症に移行しました。これに伴い、学校保健安全法施行規則が一部改正され、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同じ第2種の感染症となり、**新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止期間の基準が、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**となりました。

また、インフルエンザについての出席停止期間の基準(発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで)に変更はありません。この2つの感染症については、上都賀郡市北部地区医師会との協議により、医師記入による「意見書」の提出は不要とするが、これに代わり、再登校の際に出席停止期間を満たしているか確認するため、**新型コロナウイルス・インフルエンザに関しても、保護者記入による「登園・登校届」の提出を求める**こととなりました。

よって、学校感染症にかかって出席停止となり、病気が治って再登校する際には、下記のとおり**感染症の種類に応じて、「意見書」又は「登園・登校届」のどちらかを学校へ提出**していただくことになります。保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、学校感染症の拡大防止の観点から御理解と御協力をお願いします。

記

1. 学校感染症にり患した際の提出書類について

医師記入による「意見書」と保護者記入による「登園・登校届」は、上都賀郡市医師会北部地区医師会（以下、「日光市医師会」）の共通書式となっており、日光市内の医師会に加入している医療機関に原則備え付けてあります。「意見書」は、再登校が可能と判断された際に医師から渡されることになっています。「登園・登校届」は、かかりつけ医の診断に従い、必要事項を保護者が記入の上、**再登校の際に学校へ提出**してください。疾患名はそれぞれの様式内の一覧表に記載してありますので御確認ください。

2. その他

- (1) 市外や日光市医師会に加入されていない医療機関等では、「意見書」に記入していただけない場合もあります。「意見書」がない場合でも、医師に再登校が可能と判断されましたら、登校していただいて結構です。
- (2) 今後日光市 HP(インフルエンザ等の感染症と診断されて出席停止となったとき)・本校 HP に各種書式を掲載します。必要に応じてダウンロードして御使用ください。また、学校にも用紙がありますので、必要な際は、保護者よりお申し出ください。